

事務連絡  
令和5年7月28日

都道府県  
各 放課後児童健全育成事業担当部（局）御中  
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課

放課後児童クラブにおけるプール活動の把握等について  
(調査依頼)

先般、滋賀県長浜市において、放課後児童クラブの活動としてプールで遊泳していた際に、児童1名が亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、過日「放課後児童クラブにおける安全管理の徹底について」（令和5年7月27日付事務連絡）を発出したところです。

事案の重大さに鑑み、このたび放課後児童クラブにおけるプール活動の把握を目的とした調査を実施いたします。以下、調査要領を参照の上、特段の御協力をお願い申し上げます。都道府県におかれましては、調査票のとりまとめ等につきまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、本調査に依る市区町村における実態把握の際に、「プール活動を行っているにも関わらず、プール活動に関するマニュアル等の作成がない」等の体制上の懸念がある場合は、マニュアル等の作成を指導すると共に、プール活動時の運営体制について聞き取りをするなどの確認をしていただくことをお願い致します。

なお、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する」としています。「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」（令和4年5月1日現在、厚生労働省調査）によると、マニュアルを作成していない事業所が、6.4%存在しています。全ての事業所において、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルの作成が求められることから、市区町村による適切な指導をお願い致します。その際には、「放課後児童クラブにおける災害時や事故・ケガ発生時等の対応マニュアルの作成について」（令和4年5月31日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）を参照いただくよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1. 趣旨・目的

本調査は、放課後児童クラブにおけるプール活動の実態等を把握し、今後の再発防止策の検討への反映を目的とします。

### 2. 対象

市区長村に届出し、運営している放課後児童健全育成事業所全て

※補助等の有無に関わらず児童福祉法上の放課後児童健全育成事業として運営されているもの

※令和5年7月28日現在、休止等により登録児童がいない事業所は除きます。

### 3. 留意事項

- (1)本調査は、集計したものを公開することを予定しています。個別自治体名は公表しませんが、都道府県別集計を予定していますので、ご承知おきください。
- (2)状況に応じて、個別にヒアリング等を実施させていただくことを検討しておりますので、ご承知おき下さい。

### 4. 提出期限・提出方法

- (1)こども家庭庁成育局成育環境課への提出期限：令和5年8月11日（金）
- (2)提出方法：別添の調査票ファイルを回答の後、都道府県においてとりまとめの上、下記の宛先にメールにて返送ください。なお、指定都市・中核市についても都道府県へご登録ください。

こども家庭庁 成育局 成育環境課 健全育成係 Tel : 03-6861-0303 e-mail : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
--